

所得税及び復興特別所得税と市民税・県民税の申告期限は3月15日(火)です

※各会場へは、なるべく公共交通機関をご利用ください

所得税及び復興特別所得税の確定申告

豊橋税務署(☎52・6201)

※自動音声案内です

国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp/>)

e-taxホームページ

(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)

所得税及び復興特別所得税の確定申告とは、毎年1月1日～12月31日の1年間に生じた全ての所得の金額と、それに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などこの過不足を精算する手続きです。

■復興特別所得税

平成25～49年の各年分の所得税とあわせて申告・納付することとされており、税額は各年分の基準所得税額に21%の税率を乗じた金額です。所得税及び復興特別所得税の確定申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れがないようご注意ください。

〈確定申告が必要な方〉

(1) 給与所得がある方

次のいずれかに当てはまる方は、確

定申告が必要です。①給与の収入金額が20万円を超える②給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える

(2) 公的年金等に係る雑所得のある方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある方(公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合)において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。なお、この場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

(3) 退職所得がある方

源泉徴収の対象とならない退職所得(外国企業から受け取った退職金など)がある方

(4) 個人の事業・不動産所得者や土地・建物を売却した方など

平成27年分の各種所得金額の合計額が、

所得控除の合計額より多くなる方

〈確定申告をすれば税金が戻る方〉

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような場合で、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける②病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける③家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築などをし、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けるなど

■確定申告書の提出方法

確定申告書の提出方法は、住所地などの所轄の税務署の受け付けに持参するほか、e-taxによる送信(電子申告)、郵便または信書便を利用して送付する方法があります。

提出先 豊橋税務署(☎440・8504)

国町1-1 豊橋地方合同庁舎内

その他 e-taxを利用すると、次の特典があります。

①医療費の領収書や源泉徴収票などは、記載内容を入力し送信することにより、添付を省略することができる②還付金を3週間程度で受け取ることができる

〈申告書は国税庁ホームページで作成できます〉

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、画面の案内に従って金額などを入力することにより、

税額などが自動的に計算され、申告書を作成することができます。また、書面印刷して税務署に提出したり、e-taxで送信したりすることができます。なお、所得が「給与・公的年金」のみの方は、新設した専用画面からより簡単に申告書を作成することができます。

■確定申告の相談など

とき 2月16日(火)～3月15日(火)の月～金曜日、2月21日(日)・28日(日)午前9時～午後5時※申告書の作成には時間を要するため、午後4時までにお越しください。また、2月21日(日)・28日(日)は混雑が予想されるため、なるべく平日にお越しください。ところ 豊橋地方合同庁舎内1階申告会場

その他 前年以前にe-taxで申告などの手続きをした方は、利用者識別番号および暗証番号の分かるものを持参してください。利用者識別番号や暗証番号を忘れた場合、変更等届出書を提出する必要があります。なお、相続税については、事前に税務署へお問い合わせください。

■税理士による無料税務相談

とき 2月16日(火)～3月2日(土)・日曜日を除く午前9時30分～正午午後1時～4時 ところ 公会堂1階(八町通二丁目) 対象 次のいずれかに該当する方①事業所得、不動産所得または年金以外の雑所得がある方のうち、平成26年分の所得金額が300万円以下(消費税の課税事

業者である場合は、平成25年分の課税売上高が3千万円以下)②給与所得者および年金受給者 **その他** 譲渡所得、山林所得、相続税および贈与税の申告受付・相談はできません

市民税・県民税の申告

市民税課 ☎51・2200〇〇2207

申告書は、市民税・県民税だけでなく、国民健康保険税、介護保険料、所得証明などの基礎資料になります。申告する方は、必ず事前に必要書類の確認、医療費の集計をし、不明な点は来場前にお問い合わせください。

申告が必要な方

平成28年1月1日現在で市内在住かつ所得税及び復興特別所得税の確定申告の義務がない方で、主に次のいずれかに該当する方①給与・公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除(共通事項④参照)を追加する②収入が雇用保険、遺族年金、障害年金などの非課税所得のみ③給与所得(退職所得を含む)や公的年金等に係る雑所得以外の所得(営業等、農業不動産など)がある④平成27年中に収入がなかった(市内に在住する親族の配偶者控除や扶養控除、扶養親族の対象になっている方を除く)

申告受付・相談

とき 2月16日(火)〜3月15日(火)(土・日曜日を除く)午前9時〜午後4時
ところ 公会堂1階 **その他** 出張受

付・相談会場については下表参照。混雑状況により受付時間を変更する場合がございます。また、申告書は持参するほか、郵便や信書便の送付により提出できます。 **提出先** 市役所市民税課 (西館2階〒440-8501住所不要)

ふるさと納税に係る寄附金控除の申告漏れにご注意ください

平成27年4月1日以降にふるさと納税をした方のうち、ワンストップ特例の適用を申請している場合で、次のいずれかに該当する方は、ワンストップ特例の申請の有無に関わらず、全てのふるさと納税に係る寄附金を含めて確定申告または市民税・県民税の申告をする必要があります。①平成27年分の確定申告または市民税・県民税の申告をする方②ふるさと納税先が6団体以上ある方

東海税理士会豊橋支部からのお知らせ

市民税課 ☎51・2200〇〇2207

東海税理士会豊橋支部に所属する税理士による申告受付・相談を無料で行います。

とき 3月3日(木)〜15日(火)(土・日曜日を除く)午前9時30分〜正午、午後1時〜4時※混雑状況により受付時間を早めに終了する場合があります
ところ 公会堂1階 **対象** 右ページに記載の「税理士による無料税務相談」(同じ)

■出張受付・相談会場

受付時間は午前9時30分〜正午、午後1時〜3時30分

とき	ところ
2月17日(木)	吾妻町公民館
	小池公民館
2月18日(木)	東部地区市民館
	羽根井地区市民館
2月19日(金)	牛川校区市民館
	谷川校区市民館
	吉田方地区市民館
2月22日(月)	市民文化会館
	二川南校区市民館
2月23日(火)	豊岡地区市民館
	前芝校区市民館
2月24日(水)	東陵地区市民館
	野依校区市民館
2月25日(木)	大村校区市民館
	天伯校区市民館
	東陽地区市民館※
2月26日(金)	花田校区市民館
	牟呂地区市民館
2月29日(月)	大崎校区市民館
	二川校区市民館

とき	ところ
3月1日(火)	大清水地域福祉センター
3月2日(水)	アイブラザ豊橋(2階小ホール)
3月3日(木)	アイブラザ豊橋 賀茂校区市民館
3月4日(金)	アイブラザ豊橋 嵩山校区市民館
	津田校区市民館
3月7日(月)	老津校区市民館
	西郷校区市民館 幸校区市民館
3月8日(火)	本郷地区市民館
3月9日(水)	石巻校区市民館
	五並地区市民館 杉山地区市民館
3月10日(木)	石巻地区市民館
	高豊地区市民館

※多米校区市民館から会場が変更になりました
•車でお越しの方はアイブラザ豊橋(駐車場完備)が便利です

「共通事項 申告に必要なもの」 ①申告書と印鑑、計算機器②給与・公的年金の平成27年分源泉徴収票(原本)③事業所得者などは、青色決算書または収支内訳書、その他帳簿書類など④雑損・寄附金・医療費・社会保険料・生命保険料・地震保険料・障害者控除を受ける場合、証明書・領収書・障害者手帳

など⑤配偶者(特別)・扶養控除を受ける場合、配偶者・被扶養者の収入金額がわかるもの⑥税金が還付になる場合は、本人名義の預貯金通帳⑦本人確認ができる書類(運転免許証など)⑧委任状(本人または親族以外が代理で市民税・県民税の申告をする場合)